

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 3 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中

私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する
意向調査について（国調査の依頼）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について（調査票の事前送付）」（平成 27 年 6 月 4 日付け事務連絡）（別添 1）により、平成 27 年度において子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）へ移行していない私立幼稚園（以下「未移行園」という。）が、平成 28 年度にどの程度、新制度の対象となるのか等を把握するため、国としての正式の調査（以下「国調査」という。）の調査票を事前に送付し、その実施時期や留意事項については、別途連絡することとしていたところです。

このたび、下記のとおり、国調査を実施することといたしますので、各都道府県においては、域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し周知するとともに、市町村が集計する施設の意向調査結果を集計票にとりまとめるうえ、平成 27 年 8 月 12 日までに国へ提出願います。また、各市町村において調査が適切に実施されるよう、市町村及び私立幼稚園に対する相談・支援体制を確保されるようお願いいたします。

なお、私立幼稚園を含む各施設の平成 28 年度における新制度への移行や施設類型変更等の最終的な意向は、国調査とは別途、秋頃を目途に改めて各市町村において確認いただき、各施設の意向に基づく新制度への移行や施設類型変更等が円滑に行われるよう対応をお願いします。

また、調査結果については、とりまとめるうえ、公表する場合もあることを申し添えます。

記

1 調査の趣旨

- ・ 国及び地方公共団体の平成 28 年度予算案の検討のため、未移行園の新制度への移行の見込み等を把握する。
- ・ なお、地域の実情に応じて、都道府県及び市町村が国調査に加えた事項を調査することを妨げるものではない。

2 調査の実施主体

- ・未移行園の所在する市町村（未移行園について、子ども・子育て支援法に基づき確認に関する事務を行うこととなる市町村）

3 調査の対象

- ・未移行園の設置者
- ・同一設置者が複数の園を設置している場合においても、回答は各園ごとに所在市町村に提出すること。

4 調査の内容

- ・調査票（別添1）のとおり。
- ・市町村独自で質問を追加する場合は、設置者の過度の負担とならない範囲で適宜項目を追加して差し支えない。
- ・市町村独自の追加質問に対する回答は、国へ提出する集計票には加えないこと。

5 調査の実施方法

- ・基本的には国調査の調査票を市町村が調査の対象施設に送付し、調査票を回収すること。
- ・その際、できる限り、設置者に検討状況を直接聴取するなど、未移行園の状況把握に努めること。
- ・都道府県は域内の全市町村の集計結果（集計の様式等は各都道府県の任意）をとりまとめて国に提出すること。
※都道府県が国へ提出する際の集計票の様式は後日送付します。

6 スケジュール

- ・できるだけ速やかに、市町村から設置者へ調査依頼（必要に応じて、説明会等を実施）
- ・各設置者が所在市町村へ回答を提出 [7月31日まで]
※各園の検討状況等に配慮しつつ、各都道府県から国へ提出する期限に支障が生じない範囲内で期限を変更して差し支えない。
- ・各市町村が回答をとりまとめて都道府県へ提出
- ・各都道府県が回答を集計票にとりまとめて国へ提出 [8月12日まで]

7 留意事項

- ・各都道府県は、昨年度と同様、本調査の実施に当たり、私立幼稚園に係る認可や利用状況等、私学助成の仕組み（要綱等）、助成状況等を所在市町村に提供するなど、私立幼稚園に係る情報共有に努めていただきたいこと。なお、平成28年度以降の私学助成等の補助単価見込みは現時点で提示できないと考えられることから、各設置者においては、直近年度における各都道府県の私学助成の補助額を参考に検討願いたいこと。
- ・各市町村においては、各設置者が検討に当たって必要な情報が得られるよう、必要に応じて設置者向け説明会を開催するなど、適切な情報提供に努めていただきたいこと。また、所在市町村の担当窓口において、本調査に関する相談・質問も含め、設置者からの照会等に適切に対応する体制確保に配慮願いたいこと。なお、「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行についてのよくある質問（FAQ）」（別添2）を御活用いただきたいこと。
- ・私立幼稚園が新制度へ移行する場合、広域利用の実態があるときには、他市町村の給付に影響が出るため、都道府県においては、域内の市町村に本調査の結果を共有するとともに、

必要に応じて広域調整を行われたいこと。

- ・市町村が国調査に先行して調査した各園の意向等の結果について、その後大きな変更が見込まれないような場合には、当該調査結果を国調査への回答として差し支えないこと。

【別添1】「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について（調査票の事前送付）」（平成27年6月4日付け事務連絡）

【別添2】私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行についてのよくある質問（FAQ）

【担 当】

＜私立幼稚園の新制度への移行に関すること（集計票提出先）＞

文部科学省初等中等教育局幼児教育課 岡、大西、辻本

T E L 03-5253-4111（内線）2714

直 通 03-6734-2714 F A X 03-6734-3736

E-mail youji@mext. go. jp

＜小規模保育事業等の実施状況に関すること＞

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 米澤、渡邊、武居

T E L 03-5253-1111（内線）7918、7920

直 通 03-3595-2542 F A X 03-3595-2674

E-mail hoikuka@mhlw. go. jp